

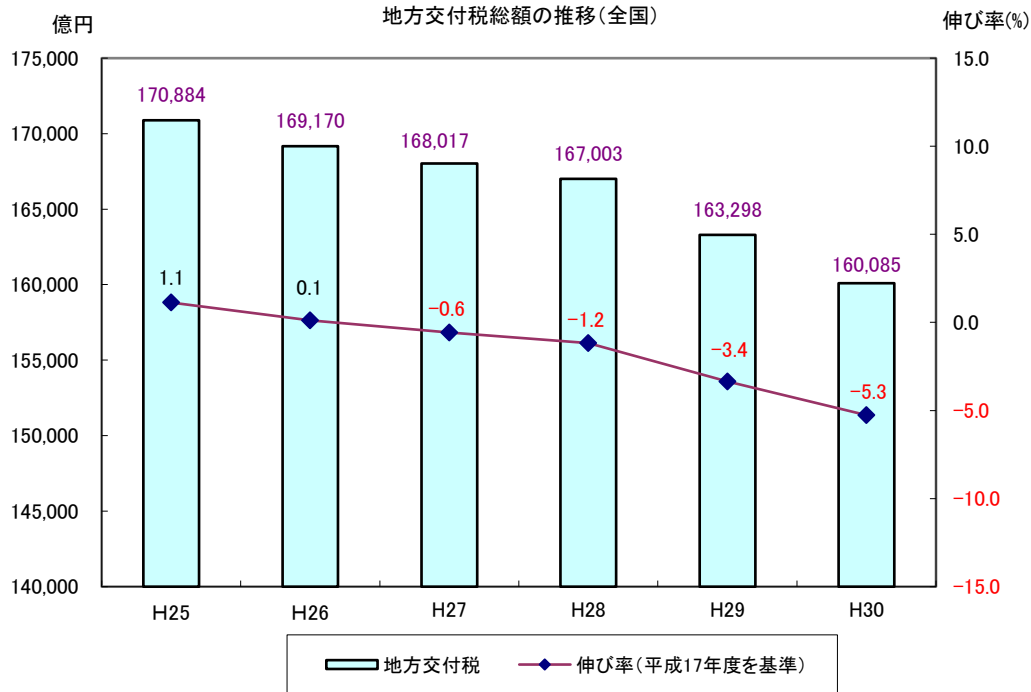
平成 30 年度
普通交付税算定結果

平成 30 年 7 月
海津市 企画財政課

1. 地方交付税総額の推移

平成30年度の地方交付税の総額（いわゆる“出口ベース”）は、16兆85億円で、平成29年度と比較し、-3,213億円、2.0%の減となっています。

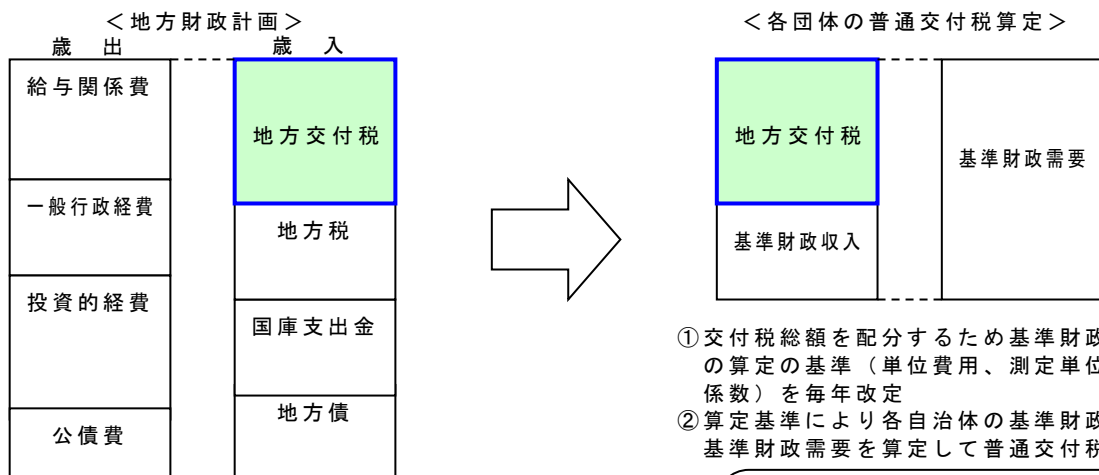
また、折半対象財源不足が発生する為、地方負担分の1,655億円は臨時財政対策債により補てん措置されます。



【Memo①】交付税総額

交付税総額は、地方財政計画を通して決まります。

- 平成30年度地方財政計画 歳出歳入額：86.9兆円（前年度比：0.3%の増）
- 地方交付税額：16.0兆円（前年度比：2.0%の減）



- ① 団体（47都道府県、約1,700市町村）の歳出歳入を見込み、歳出歳入ギャップを見積り
- ② 歳出歳入ギャップを補てんするため、法定税率分（※）に加え一般会計からの特例加算等を行って交付税を増額 ⇒ 交付税総額の決定

- ① 交付税総額を配分するため基準財政需要額の算定の基準（単位費用、測定単位、補正係数）を毎年改定
- ② 算定基準により各自治体の基準財政収入と基準財政需要を算定して普通交付税を配分

※普通交付税法定税率

- ・所得税収：33.1%
- ・法人税収：33.1%
- ・酒税：50%
- ・消費税収：22.3%
- ・地方法人税：100%

2. 主な算定方法の改正点

(1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る算定

人口減少等特別対策事業費においては、「取組の必要度」から「取組の成果」に応じた算定へ、地域の元気創造事業費においては「行革努力分」から「地域経済活性化分」の算定へ、平成 29 年度に引き続き、それぞれ 330 億円シフトしています。(平成 29 年度から 3 年間かけて 1,000 億円シフトする予定)

これらの算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等へ配慮。

年度	人口減少等特別対策事業費		地域の元気創造事業費	
	取組の必要度	取組の成果	行革努力分	地域経済活性化分
平成 29 年度 A	4,670 億円	1,330 億円	2,670 億円	1,230 億円
平成 30 年度 B	4,340 億円	1,660 億円	2,340 億円	1,560 億円
B - A	△330 億円	+330 億円	△330 億円	+330 億円

※特別交付税 100 億円程度を除く

(2) 障害児保育に係る算定

保育所における受入障害児数の実態調査を踏まえ、障害児保育に要する経費について、各市町村の障害児保育に係る財政需要を的確に反映するため、保育所在籍児童数及び人口による算定から、各市町村の「実際の受入障害児数」による算定に変更しています。

算定額は平成 29 年度の 400 億円から 480 億円増加し、880 億円。

(3) 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

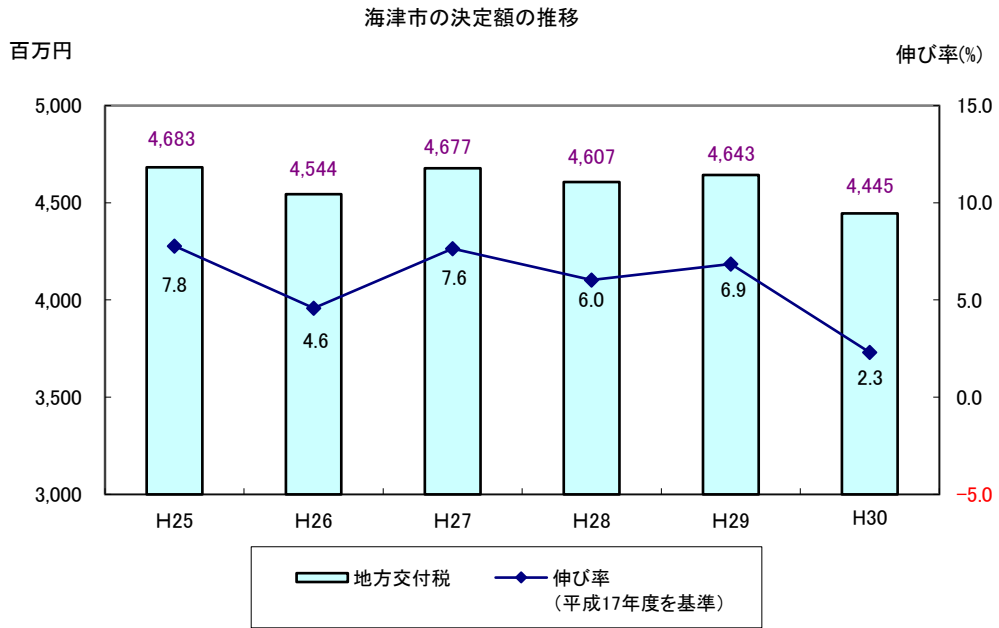
平成の合併により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえた算定(平成 26 年度から 5 年程度の期間をかけて見直し)について、その他の教育費、保健衛生費等において、人口密度による需要額の割増し等の見直しを実施しています。(影響額は 196 億円)

平成 30 年度で見直し内容は全て確定し、見直し年度以降 3 年間かけて反映するため、平成 32 年度で見直し内容がすべて反映されます。(影響額は 6,700 億円程度)

3. 海津市の交付決定額

平成30年度の本市の交付決定額は、4,444,880千円で、平成29年度と比較して-197,738千円、4.3%減となりました。交付決定額が減少した要因として、「下水道費」、「地域経済・雇用対策費」等の減により基準財政需要額が減少しています。また、「法人税割」、「地方消費税交付金」の増により、基準財政収入額が増加していることも影響しています。

本市は平成27年度から合併算定替の縮減期間に入り、縮減4年目である平成30年度は、合併算定替と一本算定の交付基準額（※）の差額に0.3を乗じた額を一本算定の交付基準額（※）に上乗せした金額が縮減後の合併算定替の交付基準額（※）になります。（※臨財債振替前、錯誤額措置前）



【Memo②】普通交付税交付決定額

普通交付税の交付決定額は、以下の算式により決定されます。※()内は海津市の平成30年度算定額、単位：千円

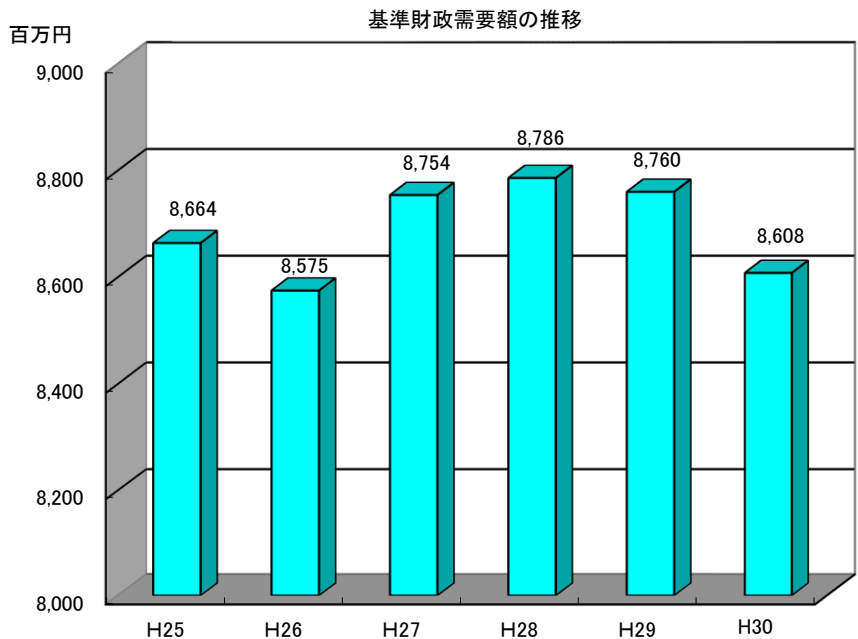
基準財政需要額	個別算定経費	(6,728,540)	縮減額について 臨時財政対策債発行可能額及び錯誤措置額を除いた、合併算定替と一本算定の基準財政需要額から基準財政収入額を用い、交付基準額をそれぞれ算出し、その差額に縮減率を乗じて縮減額を算出する。 平成30年度の縮減額は312,056千円
	+		
	地域の元気創造事業費	(125,992)	
	+		
	人口減少等特別対策事業費	(190,920)	
+			
縮減前 (8,919,633)	公債費	(1,205,098)	
縮減後 (8,607,577)	+		
内 錯誤措置額 (-2,278)	包括算定経費	(1,225,921)	
	-		
	臨時財政対策債発行可能額	(554,560)	
	-		
	基準財政収入額	(4,154,363)	
		内 錯誤措置額 (-1,541)	
	=		
	交付基準額	-	調整額
	縮減前 (4,765,270)	(8,334)	交付決定額
	縮減後 (4,453,214)		(4,444,880)

4. 基準財政需要額の推移

平成 30 年度の本市の基準財政需要額（合併算定替・臨財債振替後・錯誤措置後・縮減後）は、8,607,577 千円で、平成 29 年度と比較して、-152,652 千円、1.8%の減（縮減前の基準財政需要額は、8,919,633 千円で、平成 29 年度と比較して、-88,034 千円、1.0%の減）となっています。

基準財政需要額の算定において増加した主な費目は、「高齢者保健福祉費・65 歳以上」、「農業行政費」で、要因として、「高齢者保健福祉費・65 歳以上」は介護給付費負担金の増による単位費用の増、及び密度補正の増、「農業行政費」は合併による面積拡大に伴う単位費用の増、及び段階補正算出の加数の増による段階補正の増によるものとなっています。

一方、減少した主な費目は、「下水道費」及び「地域経済・雇用対策費」で、要因として、「下水道費」は下水道資本費平準化債見込額の増による事業費補正の減、「地域経済・雇用対策費」は費目廃止による減となっています。



※合併算定替（臨時財政対策債振替後・錯誤措置後）の金額（H27～H30は縮減後）

【Memo③】基準財政需要額

基準財政需要額とは、各地方公共団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法第 11 条の規定により算出した額です。その算定は、各行政費目に設けられた「測定単位」に必要な「補正」を加え、定められた「単位費用」を乗じた額が基準財政需要額となり、最後に各行政費目の基準財政需要額を合算します。

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} = \boxed{\text{測定単位}} \times \boxed{\text{補正係数}} \times \boxed{\text{単位費用}}$$

※ 基準財政需要額は、各団体の支出の実績（決算額）や予算額ではありません。
地方交付税は、各団体の財源不足額を衡平に補てんすることを目的として交付されるものですので、仮に具体的な実績額をその財政需要の算定に用いることとすれば、個別の事情や独自の判断に基づいて行われるものを取り入れることとなり、不公平な結果となります。
したがって、基準財政需要額は、団体における個々具体的な財政支出の実態を捨象して、その団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されます。

例) 本市の道路橋りょう費（延長）の基準財政需要額（海津市一本算定） 平成 30 年度と平成 29 年度比較

平成 30 年度	<測定単位>	<補正係数>	<単位費用>	<需要額>
	1,132km	× 1.422	× 194,000 円	= 312,340 千円
平成 29 年度	<測定単位>	<補正係数(※)>	<単位費用>	<需要額>
	1,131km	× 1.441	× 193,000 円	= 314,590 千円

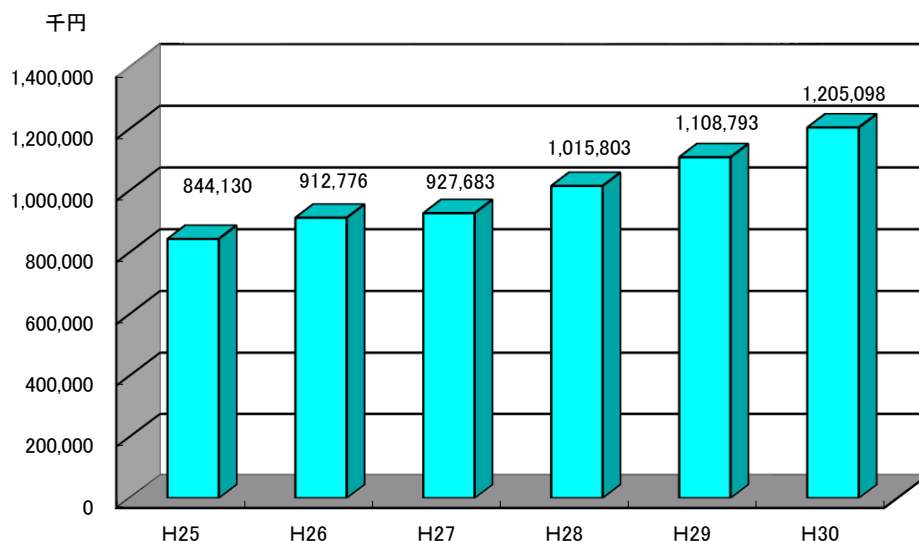
※補正係数：普通態容補正、投資補正、事業費補正の計

5. 公債費

平成30年度の本市の普通交付税算定上における公債費の需要額は、1,205,098千円で、平成29年度と比較し、96,305千円、8.7%の増となっています。

主な要因は、臨時財政対策債償還費が28,493千円、4.5%の増、合併特例債償還費が81,753千円、21.7%の増となっています。

公債費の需要額の推移



【M e m o ④】 地方債の交付税措置

地方債の交付税措置には大きく分けて、事業費補正係数を算出するための理論算入方式と元利償還金をもとに需要額を算出する実額算入方式とがあります。

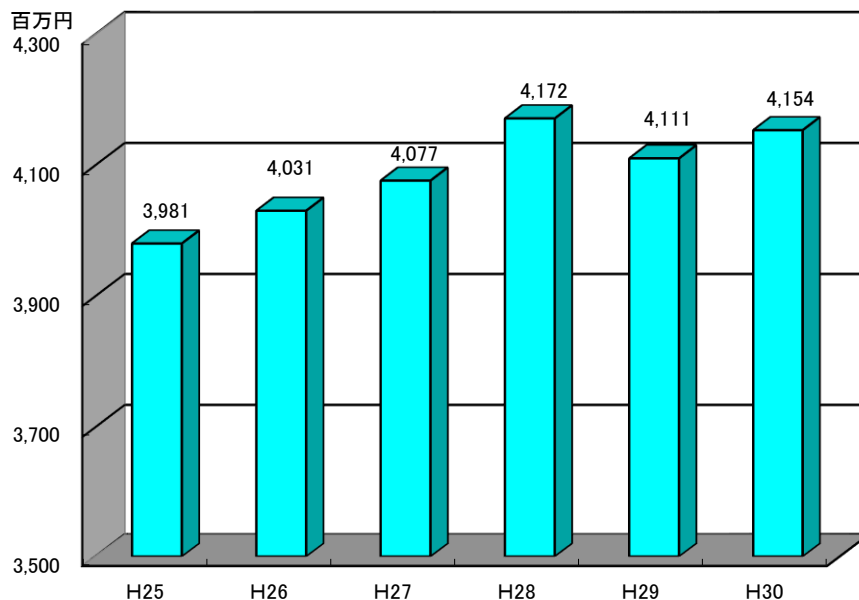
本市の算定において理論算入されている主な地方債には、道路橋りょう費の臨時地方道路整備事業債、小・中学校費の義務教育施設整備事業債、下水道費の下水道事業債、清掃費の一般廃棄物処理施設整備事業債等があります。

実額算入方式によって交付税措置される地方債には、災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、合併特例債等があります。また、地方債ごとに単位費用（元利償還金に対する算入率）が異なります。災害復旧費が最も高く1,000円に対して950円（算入率：95%）で、合併特例債償還費は70%などとなっています。

6. 基準財政収入額の推移

平成 30 年度の本市の基準財政収入額（合併算定替・錯誤措置後）は、4,154,363 千円で、平成 29 年度と比較して、43,662 千円、1.1%の増となっています。主な要因として、「法人税割」が、現事業年度調定額の増により、43,978 千円、39.4%の増、「地方消費税交付金」が、交付額の増により、37,352 千円、7.4%の増となっています。

基準財政収入額の推移



※ 合併算定替（錯誤措置後）の金額

【Memo⑤】基準財政収入額

基準財政収入額とは、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法第 14 条の規定により算定した額です。具体的には、標準的な税収入の一定割合により算定された額です。

$$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times \frac{75}{100} + \text{地方譲与税等}$$

- 基準財政収入額のうち、地方税に関する部分については、標準税率に算入率を乗じて算定しています。（したがって、団体が超過税率若しくは軽減税率を採用している場合も標準税率を用いて算定しています）
- 算入率を用いているのは、団体の自主性、独立性を保障し、自主財源である地方税の税源のかん養に対する意欲を失わせないようにするためです。
- 算入率：75% ～ 地方税、税交付金、市町村交付金、地方特例交付金（減収補てん）
算入率：100% ～ 税源委譲相当額（個人住民税）、税率引上げによる増収分（地方消費税交付金）、地方譲与税、交通安全対策特別交付金
- 交付税対象外 ～ 法定外普通税、入湯税、都市計画税、水利地益税、法定外目的税
- 基準財政収入額は、標準的な地方税収入等を算定するものであり、課税実績とかい離が生じても精算は行われませんが、一部の税目については特例として精算制度が設けられています。
これは、税収が景気の変動等を敏感に受け、年度ごとの額の変動が大きく、算定額と課税実績額との間に著しく格差が生じること等があるため、その算定結果において地方公共団体の財政運営に与える影響を考慮して、精算又は減収補てん債により、算定額と実績額の差が是正されます。
発行された減収補てん債については、当該年度の実績額に加算（75%）し、精算額から控除されるとともに、元利償還金は後年度基準財政需要額に算入されます。

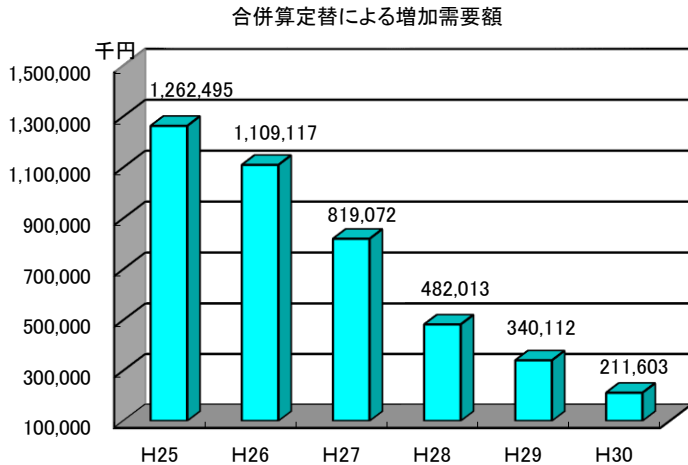
7. 合併算定替による増加額

平成 30 年度の本市の一本算定による交付基準額は、4,241,611 千円となっていますが、合併算定替による交付基準額（縮減後）は、4,453,214 千円（縮減前の交付基準額は、4,765,270 千円）となっています。合併算定替と一本算定の差額の 211,603 千円が合併算定替の効果となっています。

また、合併算定替の縮減額（縮減前と縮減後の差額）の算出方法については、次のとおりです。

$$\text{縮減額} = (5,320,567 \text{ 千円} - 4,874,772 \text{ 千円}) \times (1 - 0.3) = 312,056 \text{ 千円}$$

合併算定替適用期間は平成 31 年度で終了し、平成 32 年度以降は一本算定による算定となります。



(百万円)

H30 算定	需要額	収入額	基準額
一本算定	8,396	4,154	4,242
合併算定替	8,608	4,154	4,453
旧海津町	3,201	1,484	1,717
旧平田町	2,111	1,002	1,109
旧南濃町	3,296	1,668	1,627

<以下、参考：縮減前>

合併算定替	8,919	4,154	4,765
旧海津町	3,320	1,484	1,837
旧平田町	2,188	1,002	1,186
旧南濃町	3,411	1,668	1,743

※表示単位未満の端数調整により、合計が一致しない場合があります。

【Memo⑥】合併算定替

合併算定替とは、市町村合併後も合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額を保障し、合併による普通交付税上の不利益を被ることのないよう配慮された制度です

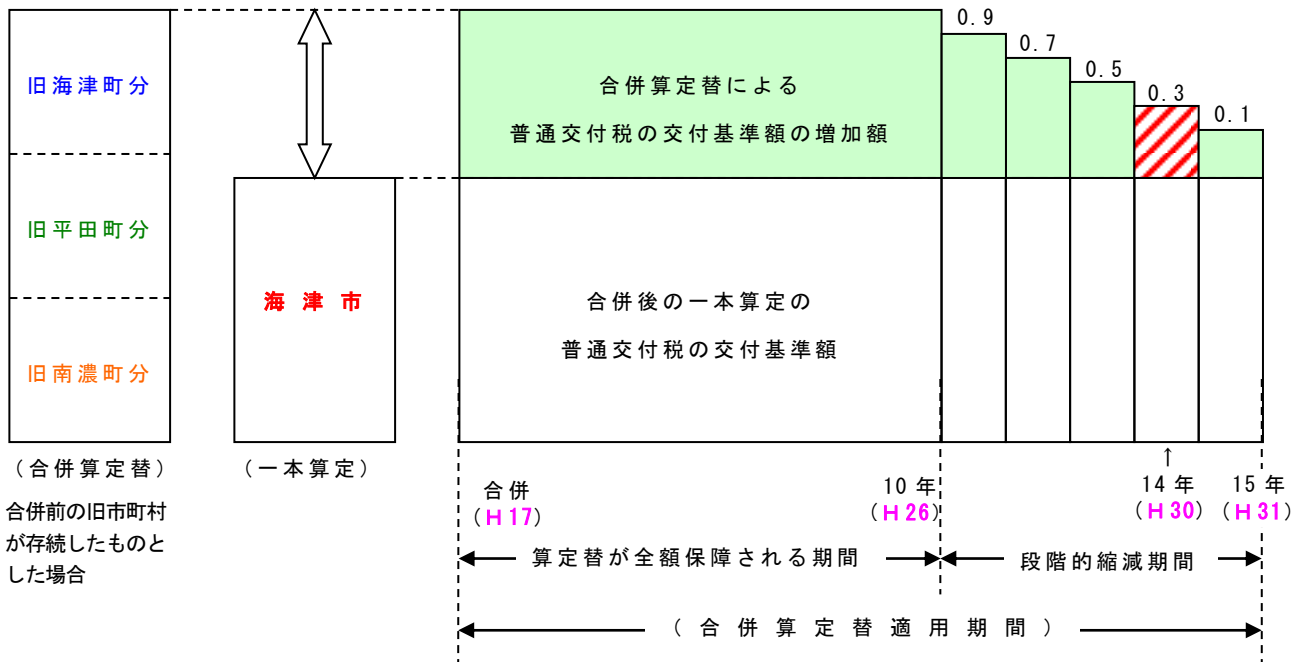
※一本算定とは：合併後の新市町村としての算定額

※合併算定替とは：合併関係市町村が存続したものとした場合の算定額（合併関係市町村の合計額）

○海津市の合併算定替の適用期間（海津市合併年月日：平成 17 年 3 月 28 日）

⇒ 合併算定替保障期間：平成 17 年度～平成 26 年度まで

⇒ 合併算定替縮減期間：平成 27 年度～平成 31 年度まで

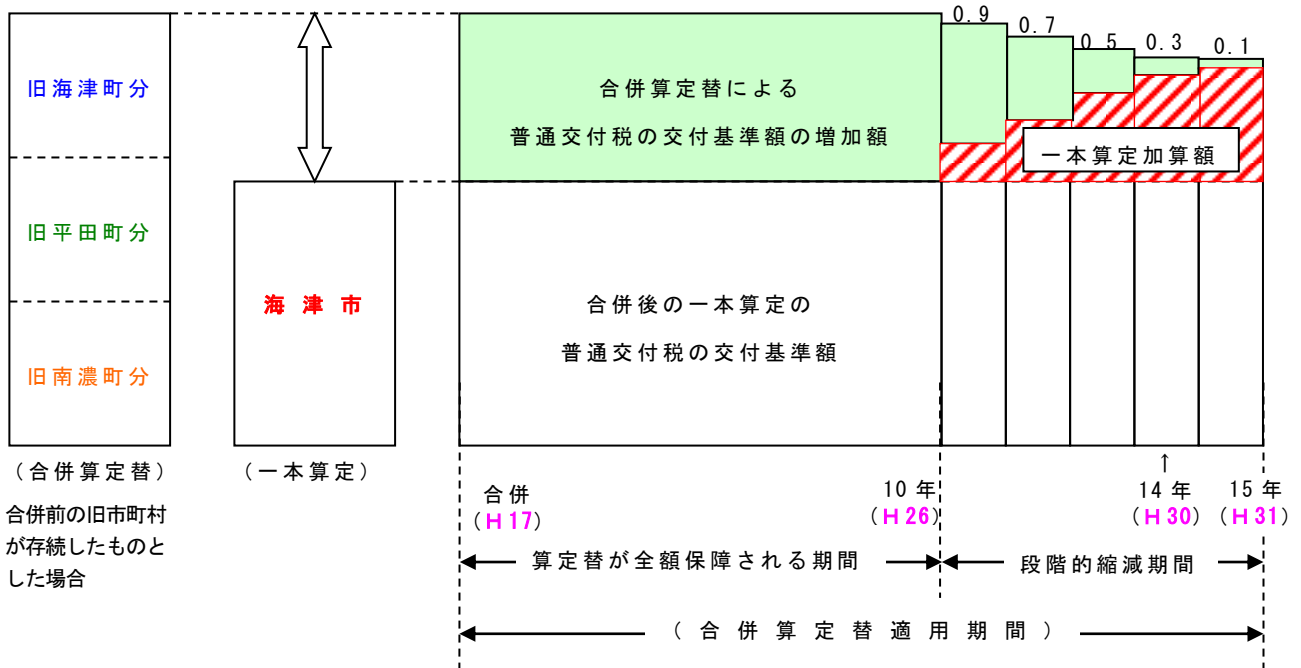


【Memo⑦】支所経費等の見直しによる一本算定への加算

Memo⑥のとおり、合併算定替による増加額は平成27年度から段階的に縮減されていきますが、合併しても行政区域の広域化等、市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、適正な算定へ反映がされるよう地方公共団体から要望を行ってきました。この要望により、合併後の市町村の実情を把握した上で、合併時点では想定されなかった財政需要を一本算定に加算されることになりました。

この一本算定への加算は平成26年度以降、5年程度の期間で段階的に見直しされ、全国ベースで合併算定替による上乗せ額年間9,500億円程度の約7割の6,700億円程度が確保されます。

段階的縮減期間は、一本算定との差額に縮減率を乗じて算定され、縮減率は制度開始時から変わりませんが、支所に要する経費等が一本算定に対して加算されることで、合併算定と一本算定との差が縮まるため、縮減額が緩やかになるとともに、一本算定移行後も支所の維持費に対して交付税措置が受けられるようになります。

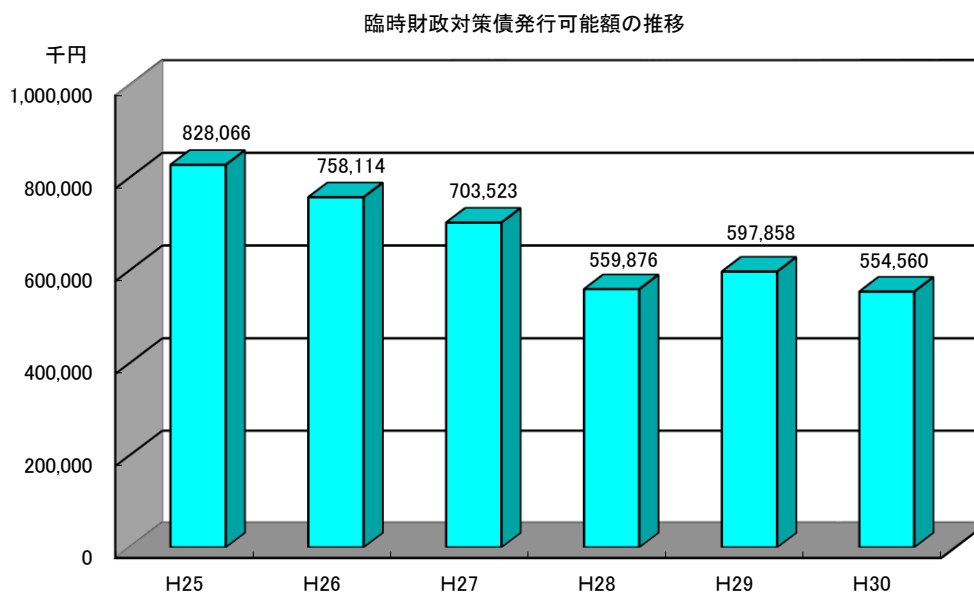


・市町村の姿の変化に対応した交付税算定について（案）より

見直し年度	費目	見直し内容	影響額(合併団体) (全国ベース)
平成26年	地域振興費	・支所に要する経費を加算	3,400億円程度
平成27年	消防費	・標準団体の出張所数等を見直し ・旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費 ・人口密度による補正を新設	1,100億円程度
	清掃費	・標準団体の経費の見直し ・人口密度による補正を新設	
平成28年	地域振興費	・離島、属島の増嵩経費を反映(消防、清掃分)	1,200億円程度
	保健衛生費 社会福祉費 高齢者保健福祉費	・標準団体の経費を見直し ・旧市町村単位の保健福祉に係る住民サービス経費を加算	
	その他の教育費 徴税費	・標準団体の経費を見直し ・人口密度による補正を充実	
平成29年	地域振興費	・支所に要する経費として、旧市町村地域における交通手段確保等に要する経費を増額	500億円程度
	その他の教育費	・学校給食に要する経費について、人口密度に応じた補正を新設	
平成29年	都市計画費 その他の土木費 農業行政費	・標準団体の面積の見直しに伴い、標準団体の経費を見直し、単位費用に反映	500億円程度
	商工行政費等	・標準団体の経費を見直し	
合計			6,700億円程度

8. 臨時財政対策債発行可能額の推移

平成30年度の本市の合併算定替による臨時財政対策債発行可能額は、554,560千円で、平成29年度と比較して、地方財政計画における臨時財政対策債の抑制により-43,298千円、7.2%の減となっています。



※一本算定による臨時財政対策債発行可能額は、632,424千円で、平成29年度と比較して、-58,107千円、8.4%の減となっています。

【Memo⑧】臨時財政対策債

- H12年度まで：地方交付税交付額の財源不足を交付税特別会計借入金により措置し、その償還を国と地方が折半して負担
 - ⇒ H13年度～財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余を国と地方が折半して補てん
 - ・国負担分：国の一般会計からの加算により補てん措置
 - ・地方負担分：地方財政法第5条の特例となる地方債（「臨時財政対策債」）により補てん措置

- 臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入
- 臨時財政対策債は、投資的経費以外の経費にも充当可能（赤字地方債）

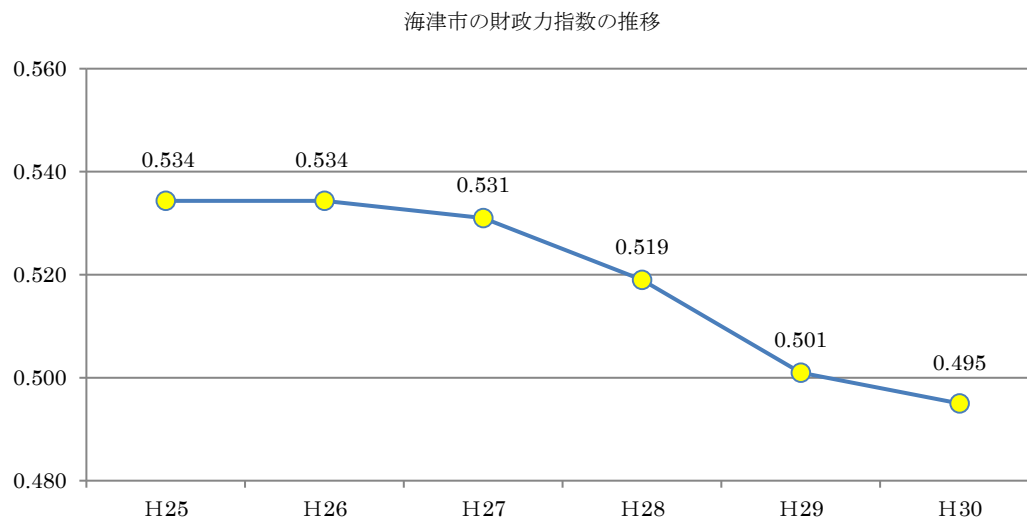
【Memo⑨】実質的な交付税額

臨時財政対策債は地方債の一種で、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして該当する地方公共団体自ら地方債を発行するものです。形式的には、その自治体が地方債を発行する形をとりますが、償還に要する費用は、後年度の地方交付税で措置されるため、地方交付税の代替財源とみて差し支えありません。つまり、交付決定額+臨時財政対策債発行可能額が、実質的な地方交付税であると考えられます。

平成30年度の本市の実質的な交付税額は、4,999,440千円で、平成29年度と比較して、-241,036千円、4.6%の減となっています。

9. 財政力指数の推移

平成30年度の普通交付税の算定の結果、財政力指数は0.495となり、平成29年度と比較して0.006ポイントの減となりました。



※一本算定（再算定があった年度は再算定後・錯誤措置後）による

【M e m o ⑩】 財政力指数

財政力指数とは、全国の地方公共団体の財政力を同じ尺度で測るための指数で、普通交付税上の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。いわば、ある団体について、標準的な税制のもとでの歳入が標準的な歳出を賄える比率を過去3年間平均したものです。この数字が1を越えていれば、その団体は、自分の団体の標準的歳入などで標準的な行政運営を行う財政力を有していることになります。